

### 「児童扶養手当」 「特別児童扶養手当」 を受給しているみなさまへ

8月は「現況届」「所得状況届」の提出月です!

「児童扶養手当」、「特別児童扶養手当」を受けている方は、所得と児童の養育状況を確認するため、届け出が必要です。

- 受付期間** ●児童扶養手当(現況届) ●特別児童扶養手当(所得状況届) 令和7年8月12日(火)～令和7年9月1日(月) ※期間中の土日・祝日は除く
- 受付時間** 9時～16時30分 (12時～13時を除く)
- 受付場所** 八重瀬町役場 第1会議室 (1F 社会福祉課前)

《 お問い合わせ | 児童家庭課 児童扶養手当・特別児童扶養手当関係 | ☎098-998-7163 》

### 日本年金機構よりお知らせ 「わたしと年金」エッセイの募集

日本年金機構では、毎年11月を「ねんきん月間」として位置付け、公的年金制度の周知、啓発活動を展開しています。この「ねんきん月間」における取組の一環として、公的年金との関わりを描いたエッセイ「わたしと年金」を募集します。

- 応募締切** 令和7年9月8日(月)当日消印有効
- 応募資格** 中学生以上の方
- 応募要項** ・公的年金制度をテーマにしたエッセイ ・日本語1,000～2,000文字程度など

**提出先**  
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 事業推進統括部 管理・市区町村調整グループ わたしと年金 担当  
なお、郵送のみの受付とします。

**お問い合わせ**  
日本年金機構 事業推進統括部 管理・市区町村調整グループ わたしと年金 担当 ☎03-5344-1100(代表)  
または 那覇年金事務所 総務調整課 ☎098-855-1111(音声案内5番)  
※複数の作品をまとめて応募される等、学校単位で応募される際は、那覇年金事務所を通じて応募することも可能です。那覇年金事務所への応募締切は、令和7年9月2日(火)(必着)とさせていただきます。  
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

**わたしと年金エッセイ** **検索**



◀日本年金機構 ホームページ

### 道路計画を進めるにあたり意見を聞かせてください

那覇市西部方面から那覇インターチェンジ付近では、日頃から交通渋滞や事故等の「道路交通や地域の課題」を感じている方が多いです。今回、この地区で道路計画を検討するにあたり、「道路整備を検討する上で重視すべき項目等」に関して、皆様のご意見をお寄せください。

**回答方法** ①Webアンケート ②オープンハウス(対面)で回答  
※①、②の詳細は沖縄県のホームページにて公開しております。以下検索フォーム等でアクセスして確認をお願いします。

【回答期間】 令和7年8月31日(日)まで

沖縄県 道路街路課 第2回アンケート

スマートフォンやタブレットから 右2次元コードへアクセス

で検索

問 沖縄県 土木建築部 道路街路課 TEL:098-866-2390(直通)



### 令和7年八重瀬町不足額給付金のご案内について

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高騰対策として、令和6年に実施した定額減税の際に「定額減税しきれないと見込まれた方」等へ不足額給付金を支給します。

- 支給対象者** 令和7年1月1日時点で八重瀬町に住民登録がある方で、下記のIまたはIIのどちらかに該当する方になります。  
対象となりうる方には、8月より順次給付金に関する封書を発送予定です。 ※届きましたら、必ず内容のご確認をお願いします。一部の方は申請が必要ですので、期限内に申請をお願いします。
- 申請期限:** 令和7年10月31日(金) 郵送当日消印有効
- 窓口時間:** 午前9時～午後5時まで (お昼12時～午後1時 及び土日祝日を除く)

#### 〇I.定額減税しきれず不足額が生じた方

令和6年度に実施した「調整給付」の支給については、令和6年分所得税額の確定(令和6年12月31日)を待った場合、速やかな支援が行えないことから、令和5年の所得等を基に推計した「令和6年分所得税額」を用いて給付額を算定しています。このため、「令和6年分所得税額」が確定したのちに、「本来給付すべき額」と、「実際に給付した額(調整給付)」との間で差額が生じた方に、不足する額を1万円単位で切り上げて支給します。  
<支給対象となりうる例>  
令和5年と令和6年で所得が大きく変動した場合や令和6年中に扶養親族が増えた場合等。

#### 〇II.定額減税や低所得世帯向け給付金等のいずれも対象とならなかった方

一定の要件を満たす方に、原則4万円を支給します。ただし、令和6年1月1日時点で、国外移住者であった場合は3万円となるなど3万円以内の個別の給付額となる場合があります。  
<対象となりうる例>  
事業専従者(青色・白色)の方や合計所得金額48万円超の方等で、本人及び扶養親族等として定額減税の対象外であり、かつ令和5年・令和6年低所得世帯向け給付金等の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方。  
③本給付金は法令により非課税及び差押禁止の取り扱いとなります。

詳しくは八重瀬町ホームページをご確認ください。

八重瀬町 ホームページ



**【振り込め詐欺】や【個人情報の搾取】にご注意ください!!**  
自宅や職場などに八重瀬町や国の職員をかたる不審な電話や郵便またはメールがあった場合はお住いの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専門電話(#9110)にご連絡ください。

《 お問い合わせ 》 八重瀬町給付金コールセンター(申請書等の記入の仕方・必要書類について) ☎050-3529-1262  
八重瀬町役場 税務課(不足額給付金の算定について) ☎098-998-9593  
※八重瀬町給付金コールセンター 受付時間:午前9時～午後5時まで(お昼12時～午後1時及び土日祝日を除く)  
④支給対象者に該当するかどうか等については、個人情報保護の観点からお電話ではお答えできかねますので、ご了承ください。

### 広告欄

### ハンセン病元患者のご家族へ

～対象となる方々に「補償金」を支給します。秘密は守られます。～

○秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。不安なお気持ちやご質問にも丁寧に答えます。  
○この補償金は、国が、誤った隔離政策により、元患者のご家族の皆様にも多大の苦痛と苦難を強いてきたことを心からお詫びし、その精神的苦痛を慰謝するためのものです。

請求期限は、令和11年(2029年)11月21日まで

厚生労働省 補償金相談窓口 電話番号 03-3595-2262 受付時間 10:00～16:00(月曜日から金曜日、土日祝日、年末年始を除く。)

ハンセン病問題を正しく理解し、偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。 ハンセン病 厚労省 Q 検索

(ア) 配偶者(事実婚も含む)	補償金額
(イ) 親、子	180万円
(ウ) 親・子の配偶者及び配偶者の親・子等	
(エ) 兄弟姉妹	補償金額
(オ) 祖父母、孫	130万円
(カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫等	
(キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、おば、おい、めい	

※同居など一定の要件が必要な場合があります。